

## 京都民事調停協会による

### 「民事調停セミナー」及び「無料相談会」の開催

この度、京都市では、京都民事調停協会との共催により、当事者間の紛争の円満な解決を目指す民事調停制度（※）の普及と、市民の皆様の相談機会の拡充のため、「民事調停セミナー」と調停委員（弁護士を含む。）による「無料相談会」を開催します。

（※）民事調停制度

金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に対して、当事者双方から実情を聴き、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。

#### 1 京都民事調停協会による

##### 「民事調停セミナー」

- (1) 日 時 令和6年12月3日（火）午後1時30分～2時45分  
（受付・開場は、午後1時から）
- (2) 会 場 中京区総合庁舎4階第一研修室  
〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
（地下鉄二条城前駅下車徒歩3分又は市バス堀川御池下車すぐ）  
※ 一般来館者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。
- (3) 開催内容 ア 「民事調停はトラブル解決のお手伝い」  
講師：京都簡易裁判所職員  
イ 「外国ルーツ住民との生活関連トラブルQ&A」  
講師：弁護士 <sup>とみます</sup> 富増 <sup>しき</sup> 四季 氏
- (4) 定 員 先着30名
- (5) 費 用 無料
- (6) 申込方法 申込期間は、令和6年11月15日（金）～令和6年11月29日（金）  
参加希望者は、FAX又はホームページの送信フォームから、氏名及び電話番号を以下の申込先まで御連絡ください。

#### 【申込先】

京都市消費生活総合センター

**F A X** 075-366-2259 ※送信間違いがないよう御注意ください。

**ホームページ** <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000331154.html>

## 2 京都民事調停協会による「無料相談会」

- (1) 日 時 令和6年12月3日(火) 午後3時～5時  
(受付時間：午後1時～1時30分、午後3時～4時30分)  
※ 相談時間は、1組当たり30分程度
- (2) 会 場 中京区総合庁舎4階第一研修室  
〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
(地下鉄二条城前駅下車徒歩3分又は市バス堀川御池下車すぐ)  
※ 一般来館者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。
- (3) 定 員 12組
- (4) 費 用 無料
- (5) 申込方法 当日受付(先着順。相談会の事前申込みは不要です。)

## 3 問合せ先

京都市消費生活総合センター

電話 075-366-2250